**平成２２年（フ）第１１８号**
静岡県掛川市成滝591番地の１
破産者　太光ハウス工業株式会社
１　決定年月日　平成22年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第４３５号**
奈良県天理市西長柄町186番地１
破産者　株式会社前博建設
１　決定年月日　平成22年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第２２１号**
長崎県北松浦郡佐々町小浦免69番地１
破産者　中村　秀人
１　決定年月日　平成22年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第２１６号**
山梨県甲斐市西八幡544番地
破産者　奥野　壮一
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７７号**
宮城県岩沼市寺島字浜里30番地
破産者　大村　　桂
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第３３４号**
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　鶴ヶ谷第一市営住宅２棟309、申立時の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅２Ｂ８棟48
破産者　相良　秀昭
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第６９５号**
仙台市青葉区台原５丁目５番12号　荒井方
破産者　藤　　芳子
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第７０１号**
仙台市宮城野区白鳥２丁目１番26号　中野レジデンスＢ203
破産者　佐々木　円
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第７５５号**
仙台市太白区西の平１丁目23番13号　メゾンドールＡ館202
破産者　菅野　明美
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２３９号**
横浜市南区蒔田町字谷戸田上973番地９　ルネ横浜蒔田グランヒルズ305
破産者　山片　　悟
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第５３０号**
名古屋市緑区鳴海町宿地41番地　マイアみどりＡ－３Ｂ、住民票上の住所名古屋市緑区桃山３丁目518番地　ロイヤルメゾンⅡ　102号
破産者　中村　忠幸
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６６６号**
愛知県大府市東新町１丁目197番地　パーク東新105号
破産者　鈴木喜久代
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１３４０号**
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地１　405号棟117号室
破産者　鮫島　優子
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１４２４号**
名古屋市守山区鳥羽見３丁目８番17号
破産者　大谷　雄三
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１４２５号**
名古屋市守山区鳥羽見３丁目８番17号
破産者　大谷　幸代
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１０２４号**
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地32棟104号
破産者　木村　博司
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第１１９５号**
大阪府和泉市上町116番地の87、前住所大阪府和泉市尾井町１丁目５番26号
破産者　塩見　茂浩
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第１６８２号**
神戸市東灘区住吉宮町２丁目７番５号、従前の住所神戸市灘区六甲台町７番19―113号
破産者　ヒスコーポレーションこと　林　　光一
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３８号**
島根県松江市美保関町七類1520番地
破産者　今出屋商店こと　赤山　　修
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部